

## ハービンソンWTO農業交渉議長に対する書簡の発出について

平成15年3月12日  
農林水産省

1. 3月12日、大島農林水産大臣は、WTO農業交渉が、モダリティ2次案の提示を控える等重要な局面を迎えていることを踏まえ、我が国の立場を改めて明確に伝える観点から、WTO農業委員会特別会合のハービンソン議長宛に書簡を発出した。

2. 同書簡の要旨は以下のとおり。

(1) 既に、我が国が、東京非公式閣僚会合や2月のジュネーブにおける交渉の場で明らかにしてきたとおり、モダリティ1次案は、以下のような根本的な問題をはらんでおり、総体として受け入れられない。

(1) ハーモナイゼーションの考え方が色濃く反映された削減方式は、非貿易的関心事項への配慮、各国間の負担の公平性、特惠マージンへの配慮を欠いている。

(2) 輸出国と輸入国との権利義務のバランス、様々な形態の輸出補助支援措置の規律のバランス、UR合意に沿って農政改革の努力を行っている国とそれに逆行している国とのバランスに欠け、一定の輸出国に特に有利な内容である。

(2) 2次案の具体的な内容は、非貿易的関心事項を適切に反映しつつ、「柔軟性」、「継続性」、「バランス」を確保すべきとの我が国の提案を反映した内容とすべき。

(3) 交渉を進展させるためには、現実的かつ具体的な提案をしている輸入国の声にこそ十分耳を傾けることが必要であり、他の国が、ドーハ閣僚宣言に明記された非貿易的関心事項等を適切に反映させる等現実的な対応をとることが不可欠。

(4) ハービンソン議長が、各国の関心事項のバランスのとれた現実的な解決の土台となるような2次案を提示し、当面の目標である3月末のモダリティ確立に向けて道筋を開く役割を果たすことを期待する。

(問合せ先)

総合食料局国際経済課 遠藤

03-3502-8111 (代表) 3271 (内線)

03-3501-4079 (直通)